**世帯状況申告書・課税情報取得同意書**3-2

イ

年　　月　　日

世田谷区長　あて

児童福祉法・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・世田谷区移動支援事業の利用者負担額の決定のため、世帯状況を申告し、以下の者について区が必要な税情報を取得することに同意します。

所得のある方について、枠内にチェックしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　名 | 個人番号 | 同意チェック |
| 児童 |  |  | □ |
| 申請者（保護者） |  |  | □ |
| 世帯員 |  |  | □ |
| 世帯員 |  |  | □ |
| 世帯員 |  |  | □ |
| 世帯員 |  |  | □ |

税情報取得に同意されない方は課税証明書を提出ください。

申請者（保護者）　　住所

氏名

（自署または記名押印）

世帯に未就学のお子さんがいる場合には、通園・通所先をご記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 児童との関係 | 通園・通所先の名称 |
|  |  |  |
|  |  |  |

＜児童発達支援事業での多子軽減制度＞

児童発達支援事業を利用する方で、①利用児童の兄姉が就学前であって保育所などに通園している場合や、②世帯の収入要件（世帯の区民税所得割額の合算が77,101円未満）を満たしていて、利用児童に兄姉がいる場合に、「多子軽減制度」により利用者負担が軽減されます。詳しくはお問合せください。